

平成26年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成26年11月26日～27日

場 所 第3委員会室



平成26年11月26日(水曜日)

の復活を求める請願

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第5号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第35号 平成26年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)
- 議案第36号 平成26年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)
- 議案第37号 平成26年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
- 議案第40号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 請願第64号 義務教育費国庫負担制度の拡充
  - ・復元について、国に意見書の提出を求める請願
- 請願第65号 全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願
- 請願第66号 教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願
- 請願第67号 公立高等学校授業料不徴収制度

○請願第68号 小・中・高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県警察音楽隊の活動状況について
- ・平成26年度各事業の上半期の状況について
- ・緑のダム造成事業記念植樹祭について
- ・新しい「宮崎県企業局経営ビジョン」について
- ・工業用水道事業開始50周年記念事業について
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・全国大会等の結果について

出席委員(7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
警 務 部 長	水 野 良 彦
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	西 福 一
生 活 安 全 部 長	山 内 敏
刑 事 部 長	武 田 久 雄

平成26年11月26日(水)

交通部長	鳥井宏一	総務課長	大西祐二
警備部長	金井嘉郁	参事兼財務福利課長	田方浩二
警務部参事官兼 警務課長	齊藤直司	学校政策課長	川越良一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	野辺学	学校支援監	川崎辰巳
生活環境課長	橋本利幸	特別支援教育室長	坂元 厳
総務課長	河野俊一	教職員課長	西田幸一郎
警務部参事官兼 会計課長	鬼塚博美	生涯学習課長	村上昭夫
少年課長	津端重雄	スポーツ振興課長	日高和典
交通規制課長	大野正人	文化財課長	大西敏夫
運転免許課長	吉田瑞行	人権同和教育室長	黒木政信

企業局

企業局長	四本孝
副局長	城野豊隆
技 監 (土木担当)	凶師雄一
技 監 (電気・機械担当)	本田博
総務課長	沼口晴彦
経営企画監	喜田勝彦
工務課長	新穂伸一
開発企画監	平松信一
電気課長	白ヶ澤宗一
施設管理課長	山下雄一
総合制御課長	田村秀秋

教育委員会

教 育 長	飛田洋
教 育 次 長 ( 総 括 )	原田幸二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷口英彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今村卓也

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧 浩一
議事課主任主事	沼口恭一郎

○西村委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、議案第40号に対する人事委員会の意見についてでありますがお手元に配付の資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

**○坂口警察本部長** おはようございます。警察本部でございます。本日もよろしくお願いたします。

西村委員長を初め、委員の皆様には、平素から警察業務全般にわたりまして深い御理解、御支援を賜っておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、間もなく師走を迎えようとしておりますが、この時期には金融機関等を対象とした強盗事件や年始の初詣等でによる雑踏事故を初めとする各種事件・事故の発生が懸念されるところでもあります。

警察といたしましては、県民の皆様が安心して新年を迎えられますよう、職員一丸となって年末特別警戒や初日の出暴走対策等を実施してまいりたいと考えております。

引き続き、委員の皆様への御理解、御支援をいただきますよう、よろしくお願申し上げます。

本日は、議案といたしまして、議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正について、報告といたしまして、損害賠償額を定めたことについて、また、その他の報告といたしまして、宮崎県警察音楽隊の活動状況につきまして、警務部長から説明・報告させますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○西村委員長** 本部長の説明が終わりました。

次に、議案に対する説明を求めます。

**○水野警務部長** おはようございます。警務部長の水野でございます。それでは、ちょっと長くなりますので、座って御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、平成26年11月定例県議会提出の議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係について御説明いたします。

なお、警察本部では、給与改定に伴う補正のみでございます。議案第1号に係る補正はございません。

それでは、お手元の議案書の4ページから5ページでございます。この資料と、お手元に印刷の資料が届いてるかと思っておりますけども、11月補正歳出予算の内容についてという、右肩に資料1と書いてある資料でございます。この2つを使って御説明させていただきます。

それではまず、議案書の4ページの上のほうに款とございますけども、款で9、警察費となっております。次のページの一番上に項で警察管理費とございます。補正額が1億9,755万6,000円でございます。

これは、人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。議会及び県民の皆様へ、給与改定に伴いまして必要となる人件費の総額につきまして、その所要額を計上しております。

主な補正内容につきましては、給与部分が平均0.24%、勤勉手当が0.15カ月分、それぞれ引き上げとなっております。

その結果、警察本部の11月補正後の予算額は、全部で合わせまして280億6,135万5,000円となります。

また、お配りしております紙の資料の下の方にございますとおり、人件費に係る部分の補正後の予算額は205億6,146万4,000円となります。以上でございます。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、引き続きまして、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告申し上げます。

資料につきましては、薄い資料で、平成26年11月定例県議会提出報告書とございます。

それでは、資料の3ページ、横に置きながら見ていただければと思います。今回、御報告する事案は、県有車両による交通事故7件でございます。

これは、前回の常任委員会でも御説明させていただいておりますけれども、県警では職員の交通事故防止に向けまして、全職員に危機意識を浸透させる対策を講じるとともに、交通事故を起こした職員に対しては一定期間の運転の自粛、それから公用車の清掃を実施させるなどのペナルティーを科す取り組みを継続して実施しております。

本日も7件の報告がございます。職員一人一人に交通事故防止の意識を浸透させることの難しさを痛感しておるところでございますけれども、引き続き県有車両の交通事故ゼロを目指しまして各種対策を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

それでは、報告書のうち、県警に該当するページの番号と、それから事案の発生日で区別いたしまして御説明いたします。

まず、3ページでございますけれども、一番上の平成25年4月12日の事案でございます。これは、宮崎南警察署の警察官が小型警ら車、いわゆるミニパトと申しますが、そこに単独で乗車して警らしておるところ、事故の発生場所になりました交差点を信号機に従って右折する際に、

進行方向先にあります横断歩道、曲がった先の横断歩道で歩行中の女子中学生と接触した事故でございます。

この事故によりまして、女子中学生に右大腿部打撲等の傷害が発生したため、治療費、通院費として2万1,237円を自賠責保険で損害賠償したものであります。

続きまして、一つ飛びまして、同じく3ページの3番目でございます。平成26年3月19日の事案でございます。これは、高速道路交通警察隊の警察官が、交通取り締まり用の普通車で速度違反車両を追尾中、追い越し車線で走行車線を走行中の軽乗用車を追い越しておりまして、その際に軽乗用車側が追い越し車線側に寄ってきたのを見まして、急ブレーキをかけまして、そのために自車を滑走させてしまいまして、高速道路の中央分離帯に衝突したという事故でございます。

この事故によりまして、中央分離帯の修理費用といたしまして13万6,650円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下、3ページ、4番目の平成26年5月10日の事案でございます。これは、高岡警察署の警察官が被疑者の護送の準備をするために、護送用の普通車を方向転換しておりましたところ、駐車中でありました相手方の車両に衝突をいたしましたという事故でございます。

この事故によりまして、相手方の車両の修理費用として22万3,768円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下でございます。5番目でございますが、平成26年6月11日の事案です。これは、日向署の警察官が、護送用の普通車に乗車して検察庁へ向かう途中に、赤信号に従って相手方の車両に引き続いて停車したところ、ブレ

一キペダルから足を離したために相手方の車両に追突してしまったという事故でございます。

この事故によりまして、相手方の車両の修理費用として10万5,243円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただいて、4ページの3番目になります。平成26年8月4日の事案でございます。これは、交通部交通指導課の警察官が、車両運搬用の普通貨物車で交通事故の被害車両を運搬しておりまして、幅員の狭い3差路の交差点に差しかかりまして左折して進行しようとした際に、普通貨物車の右後ろ側、非常に長い車体でございますので、右後ろ側が左折に伴って右側に触れてしまいました。3差路の右側にあった住宅のれんが塀、これに右後ろ側が接触したという事故になります。

この事故によりまして、れんが塀の所有者に対しまして、この塀の修理費用として5万4,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下であります。4ページ、4番目、平成26年8月7日の事案でございます。これは、生活安全部特別機動警察隊の警察官が、災害訓練をやっておりまして、それを終えて庁舎に戻りまして、災害訓練で使用した普通貨物車を駐車するためにバックしておりました。その際に、その隣側に駐車しておりました相手方の車両に接触したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として11万2,990円を任意保険で損害賠償したものでございます。

最後でございます。その下であります。4ページ、5番目ですが、平成26年8月10日の事案です。これは、生活安全部特別機動警察隊の警察官が、警ら用無線自動車で警ら中に、

交通違反車両を停止させて、運転者に対して事情聴取のため、一旦降車したんですけれども、その際にサイドブレーキを引いて、ただ、ギアはドライブのままということで降車をいたしました。そこで、車外で事情聴取を行ったところでありまして。その後、相手方の運転者に対して、さらに詳細な事情聴取の必要性が認められたため、相手方運転者をその自動車の後部座席に乗車させて車両内で事情聴取をしておりまして。そして、職員が運転席から後部座席の相手方に体ごと振り向いた際に間違えて足を張って振り返ったものですから、アクセルをちょうど踏み込んだ形になり、車が進行してしまいまして、前方に停車していた無人の相手方車両に追突したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の時価額である30万円を任意保険で損害賠償したものでございます。

以上7件、県有車両による交通事故でございます。

交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでございます。今後も防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。以上でございます。

○西村委員長 説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、その他の報告事項に移ります。

その他の報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、引き続き、警察音楽隊の活動状況につきまして、お手元に配付してございます資料で御説明させていただきます。

先ほどの補正予算の資料の次のページに、音楽隊の活動状況についての見開きの資料を資料2として掲げておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

まず、警察音楽隊の概要について、左側のページの1番でございますけれども、御説明申し上げます。

宮崎県警察音楽隊は、昭和22年8月に大阪府警に次いで全国で2番目に創設されまして、こととして67年目となります。九州では最も伝統のある警察音楽隊でございます。

終戦後の混乱の中で、警察職員の士気の高揚、県民に希望と勇気を与え、明るい社会を確立することを目的に創設されまして、創設当時は式典など警察内部の行事における演奏が主たる活動であったようですけれども、現在では演奏活動を通じて県民と警察との融和を図り、警察広報の重要な一翼を担っているところでございます。

現在、全国では47都道府県警察と皇宮警察の合計48隊の警察音楽隊が活動しております。

次に、宮崎県警察音楽隊の任務であります。音楽隊の設置及び運用に関する訓令によりまして、音楽隊は演奏活動を通じて、県民と警察との融和を図るとともに、警察職員の士気を高め、情操を豊かにすることを任務とすると規定しております。

本県の音楽隊は、現在、楽長以下警察官15名、警察官以外の職員11名の計26名の隊員で編成しております。隊員らは、一般の警察官や警察職員と同様に通常の勤務を行いながら音楽隊員として演奏活動を行う、いわゆる兼務隊員でございます。

全国では、11の都道府県におきまして音楽隊が音楽隊活動を専門とする専務隊というのがご

ざいます。宮崎県はそれではなくて兼務隊ということでございますが、九州では唯一福岡県が、その専務隊という編成をしておるところでございます。

隊員の構成であります。男性18名、女性8名でございます。平均年齢は35.7歳であります。

隊員の所属別では、警察本部の勤務員が14名、警察署の勤務員が12名でありまして、白バイやパトカーの乗務員、交番・駐在所、警察本部の事務職員の勤務員を初め、中には多忙な刑事として勤務しておる者もおります。

音楽隊の中には、楽器の演奏だけでなく、フラッグ演技やダンスなどで演奏に花を添えるカラーガード隊を編成しております。その写真の下側では緑の制服を着ておるかと思いますが、これがカラーガード隊になります。平成10年度までは交通巡視員で編成されておりましたけれども、平成11年5月からは非常勤職員として8名を採用して、フラッグ演技やダンスとともに楽器演奏も担当しております。

続きまして、警察音楽隊の活動状況について御説明いたします。

主な活動は、県内各方面からの依頼や要請に基づきまして、派遣演奏が中心となっております。

主な派遣先でございます。福祉施設への慰問、小中学校などへの音楽鑑賞教室、また各自治体主催の交通安全や地域安全運動のイベント等での演奏活動を行っております。

派遣演奏では、それぞれの行事の趣旨、集まっていたいただいたお客様、観客の皆さん方に応じた内容の演目やカラーガード隊の演技等を取り入れ、印象に残るものとなるように努めております。

また、警察学校の入校式や卒業式、慰霊祭な

どの警察部内の行事にも派遣し、職員の士気高揚にも貢献しております。

昨年は40回ほど派遣演奏を行い、約8万7,000人の県民の皆さんに視聴していただいております。

また、今年度からはカラーガード隊員のみで編成するアンサンブル隊を編成し、小規模な派遣要請にも積極的に対応し、県民からの要請に応えていくこととしております。

派遣演奏に際しては、公共的な行事で、県民と警察の融和のため、その必要があると認めたとき、警察が主催する各種行事で、警察広報活動上必要があると認めたとき、または警察職員の士気を高め、情操を豊かにするため必要があると認めたときなどの要件を勘案しながら派遣を決定しております。

派遣演奏では、どの会場の皆さんにもとても喜んでもらえるのですが、特に平成22年の県内での口蹄疫流行の際には、隊員一同、少しでも復興の一助になればという思いで、終息の確認後から川南町、西都市、国富町、都城市などを積極的に訪問いたしまして、県民の皆さんに大変喜んでいただいたところでございます。

また、学校などの施設を訪問いたしますと、子供さんたちは、警察官の音楽隊ということで最初は大変緊張しておるんですけども、しばらくすると打ち解けまして、終盤になりますと演奏に合わせて大声で歌を歌ったりもします。また、数日後には、子供たちから感謝の気持ちをつづったお礼状が届くこともございます。その中には、例えば、「演奏を聞いていて、とても幸せな気持ちになりました。警察音楽隊の皆さんのようにみんなに幸せを届けられるような警察官になりたいです」といった手紙もあり、多忙な通常業務と演奏活動の両立に努めている隊

員の励みになっているところでございます。

派遣演奏とは別に、警察音楽隊の定期演奏会というものも、年1回でございますけれども開催しております。

昨年度は県立芸術劇場で開催し、長崎、熊本両県の警察音楽隊の賛助出演をいただきまして、1,500人の観客の皆さんに楽しんでいただきました。

21回目となる今年度は、来年の1月24日の土曜日に、清武町の文化会館で、本県音楽隊単独でございましてけれども定期演奏会を予定しております。

以上、警察音楽隊の活動状況について説明させていただきましたが、県民と警察を結ぶ音のかけ橋という使命のもと、隊員一同、通常業務に励みながら、県内各地での交通安全運動や地域安全運動、小中学校における音楽鑑賞教室、福祉施設への慰問などにより、広く県民の方々と触れ合い、演奏を通じた警察広報を行っております。こうした活動が県民の皆様から広く認知されることも、警察にとって非常に重要な広報活動だと考えております。

今後とも警察音楽隊に対する委員の皆様方の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○徳重委員 私も昨年、この音楽隊を見させていただきました。すばらしいものを感じ、大変喜ばれておったと思うんですが、相当経費がかかるだろうかと、維持費がかかるだろうかとこう思いましたが、どういう形でこの経費の捻出されてるのか、ちょっとお聞きしたいと思いません。

○水野警務部長 警察音楽隊に関する予算額で  
ございます。平成26年度の予算額ということで  
お答え申し上げられればと思います。警察音楽  
隊、カラーガード隊、それぞれ制服がかかった  
りとか、あるいは人件費もございまして、合計  
しますと2,103万4,000円というようになってま  
す。

全体の3分の2が人件費でございます。先ほ  
ど非常勤職員8人だという話がございましたが、  
その人件費が3分の2の1,395万3,000円、1,400  
万円ぐらいでございますけれども、かかってお  
ります。その他、主なところで申し上げますと、  
制服関係でカラーガード隊員の制服で200万円強  
かかっておりまして、その他、派遣のために要  
する経費等々がございます。それらを合わせま  
して2,100万円強というふうになっております。

○徳重委員 これは、結局、広報活動費とかい  
う項目で出費されてるわけですか。備品とか何  
か、こういう警察内の楽器その他、こういった  
ものは備品購入とかいう形、この中でのどうい  
う位置づけになってるんですか。

○河野総務課長 予算の位置づけでございま  
すけれども、大きなものとしましては、先ほど申  
し上げましたカラーガード隊員運営事業という  
名目で1,484万5,000円、あるいは定期演奏会、  
これは県民と警察の集い開催経費、このような  
形で93万6,000円、そのほか旅費等につきま  
しては警察音楽隊の活動経費ということで70万円強、  
このような形で予算措置していただいていると  
ころでございます。

○西村委員長 よろしいですか。ほかにないで  
しょうか。

○山下委員 25年度中に40回ほど出演をされ  
てるようですが、県内各地、宮崎市が中心で  
しょうか。ちょっと確認のために。

○水野警務部長 警察音楽隊の活動状況とい  
うことでございます。25年中の実績で申し上げ  
ますと、県内各地になります。宮崎市に限らず、  
県北のほう、例えば延岡、日向のほうにも行っ  
ておりますし、県西のほうも行っております。  
西都、それからえびの、小林あたりにも行っ  
ておりますし、都城も当然行っております。この  
派遣につきましては、地域のバランスも当然考  
えておりますので、宮崎市に集中するといった  
ようなことがないように決定しております。

○山下委員 ありがとうございます。もう一点。  
私たちは都城なんですけど、自衛隊が非常に市  
民との交流があって、自衛隊の皆さん方の演奏  
に触れることが多いんですけども、なかなか地  
域の中で警察主催のものに触れることがないも  
んですから、どういう場面で演奏されてるのか  
なっているのがちょっと気になったもんですか  
ら、例えば都城あたりはどのようなのに出演を  
されてますか。

○水野警務部長 都城市で申し上げますと、例  
えば小学校の鑑賞教室に行ってみたりとかいう  
のもございます。また、都城盆地大会にも派遣  
させていただいております。済みません、ちょっ  
と私も全てはここではわかりかねるんですけれ  
ども、かいつまんで申し上げれば以上のような  
感じでございます。

○山下委員 普通、警察はおかたいという意識  
があるんですけども、華やかな警察音楽隊とい  
えば、やっぱり親しみの持てる絶好のチャンス  
かなと思ってますから、県内各地、バランスよ  
く、そういう機会にぜひ出ていただきますよう  
にお願いしておきたいと思います。

○西村委員長 ほか、ないようでしたら、次に  
行っていいですか。

その他で何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時32分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○四本企業局長 おはようございます。企業局でございます。よろしくお願いを申し上げます。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先月の26日に日向市東郷町で開催をいたしました工業用水道事業開始50周年記念式典におきましては、西村委員長に御出席いただき、また、今月の15日に小林市野尻町で開催いたしました緑のダム造成事業記念植樹祭には、右松副委員長に御出席をいただきました。お忙しい中、まことにありがとうございました。

それでは、お手元に配付をしております文教警察企業常任委員会資料の、1枚めくっていただきまして、目次をお開きください。

今日は、大きな1番目の提出議案関係3件、それから2番目のその他報告事項4件について御説明いたします。

まず、今回提出しております議案につきましては、議案第35号「平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」、議案第36号「平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」、議案第37号「平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の3件でございます。

これらの補正予算の補正理由につきましては、いずれも人事委員会勧告に準じた給与改定等に伴う職員給与費の増額によるものであります。

また、本日は、その他報告事項といたしまして、平成26年度各事業の上半期の状況について、緑のダム造成事業記念植樹祭について、新しい宮崎県企業局経営ビジョンについて及び工業用水道事業開始50周年記念事業についての4件につきまして報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いたします。

○沼口総務課長 それでは、引き続きまして、お手元の文教警察企業常任委員会資料により御説明をいたします。

まず、資料の1ページをお願い申し上げます。

議案第35号「平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」でございます。

まず、(1)の補正の理由であります。人事委員会勧告に準じた給与表の改定等に伴う職員給与費の増額をお願いするものであり、議会及び県民の皆様、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上いたしております。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15月の引き上げであります。

次に、(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんいただきたいと思います。

上から2段目でございますが、補正予定額は、事業費1,341万1,000円で、その全額が職員給与費でございます。

その内訳について御説明をいたしますと、表の上から5段目の給料手当1,075万7,000円につきましては、給料及び勤勉手当等の引き上げに

よるものであります。

一つ下の退職給付費65万9,000円につきましては、退職手当の算定のベースとなる給料の引き上げに伴うものであります。

その下の法定厚生費199万5,000円は、給料及び勤勉手当等の引き上げに伴う共済組合への事業主負担金等の増によるものであります。

この結果、電気事業の事業費の合計は、上から2段目の計の欄のとおり、43億7,889万4,000円となります。

2ページのほうをお願いいたしたいと思いません。

議案第36号「平成26年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんいただきたいと思いません。

上から2段目であります。補正予定額は、事業費78万4,000円で全額、職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当62万8,000円、その下の退職給付費4万1,000円、その下の法定厚生費11万5,000円でありまして、いずれも電気事業と同様の給与表の改定等に伴うものであります。

この結果、工業用水道事業の事業費の割合は、上から2段目の計の欄のとおり、3億6,135万8,000円となります。

3ページをお願いしたいと思いません。

議案第37号「平成26年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事

業と同様でございます。

(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんいただきたいと思いません。

上から2段目であります。補正予定額は事業費1万8,000円で全額、職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当1万4,000円、その下の退職給付費1,000円、その下の法定厚生費3,000円であります。いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴うものであります。

この結果、地域振興事業の事業費の合計は、上から2段目の計の欄のとおり、2,110万2,000円となります。

議案関係の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○西村委員長 議案についての質疑はございませんか。

○高橋委員 済みません。何で補正予定額がマイナス1,300万になるんですか。計は、補正するわけだからふえないといけないのに、この表では何で引いてあるのかなと思って。電気事業にしても工業用水にしても。この仕組みを教えてください。

○沼口総務課長 これは、補正の予定額としては1,341万1,000円プラスというようなことになるわけなんです。収支残は逆に、この分がふえたらマイナスになってくるということで、マイナスという表現をさせていただいておるということでございます。

○高橋委員 わかりません。もう一度説明をお願いします。

○四本企業局長 いわゆる一般会計予算と違いまして、そもそも企業会計ということで事業収益と事業費、これの差し引きが一番下に収支残

として出てきておるわけですが、こういう補正の場合に、公営企業会計のほうでは事業収益のほうをプラスにはしませんので、当然そういう要素はありませんので。したがって、事業費だけが上がってくると、そういうことで収支残としては、いわばマイナスに、当初予算よりはマイナスになるということでございます。

○高橋委員 事業収益に対する差ですね。

済みません、もう一点。勤勉手当について、さっきも警察本部で説明があったんですけど、期末手当の間違いじゃないですか。というのが、議員も上がるんですよ。議員に勤勉手当はないんです。期末手当の間違いじゃないですよ。

○四本企業局長 勤勉手当で間違いございませんが、特別職については、おっしゃるとおり勤勉手当はございません。期末手当だけでございまして、今回、期末手当を上げるという形の改正になっております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○沼口総務課長 続きまして、その他報告事項の説明をさせていただきます。資料の4ページをお願い申し上げます。

平成26年度各事業の上半期の状況につきまして御報告をいたします。

上半期の事業実績につきましては、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業のいずれの事業も順調に推移しているところではありますが、詳細について御説明を申し上げます。

まず、1の電気事業の業務状況についてでございます。

(1)の事業の概況の①供給電力量の太枠の

上半期計の実績(B)の欄をごらんいただきたいと思っております。供給電力量は、3億9,059万2,000キロワットアワーで、目標に対する達成率は108.8%となっておりますが、これは平成26年度上半期におきましては、降水量が平年を上回ったことによるものであります。

その下の②電力料金収入の太枠の上半期計の実績(B)をごらんいただきたいと思っております。

電力料金収入は23億2,700万円余で、達成率は107.9%となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

(2)の経理の状況であります。

ここでは、電力供給等の経営活動に伴います収益的収入及び支出について御説明をいたします。

アの収入の表をごらんいただきたいと思っております。

太枠囲みの収入済み額(B)の欄の1段目、事業収益の収入済み額は31億6,500万円余で、予算額に対する収入率は63.3%となっております。

このうち、2段目の営業収益の収入済み額が23億3,900万円余となっておりますが、これは、先ほども申し上げましたとおり、降水量の増加に伴いまして、電力料収入を順調に確保したことによるものであります。

また、中ほどの段の財務収益は、収入済み額が9,900万円余となっておりますが、これは、主に有価証券の運用によりまして基金収益が増加したことによるものであります。

また、一番下の段の特別利益につきましては、収入済み額が6億8,300万円余となっておりますが、これは、今年度から会計基準改正に伴いまして、これまで将来の支出に備えるために積み立ててきておりました退職給与引当金や湯水準備引当金等引当金の残額から、引き当て超過と

なる部分の取り崩しを行ったものであります。

後ほど御説明いたします他の事業につきましても、同様の処理を行ったところでございます。

次に、イの支出の表をごらんください。

執行済み額（B）の欄の1段目、事業費であります。執行済み額は18億4,300万円余で、予定額に対する執行率は42.1%となっております。

また、下から2段目、特別損失は、執行済み額が6,200万円余となっておりますが、会計基準改正に伴いまして、新たに積み立てが義務づけられました賞与引当金等の引き当てを行ったものであります。

6ページをお願い申し上げます。

次に、2の工業用水道事業の業務状況についてであります。

(1)の事業の概況の①の給水状況の太枠で囲ってある部分ですが、上半期計の実績（B）をごらんいただきたいと思います。

常時使用水量は1,006万6,000立方メートルで、目標に対する達成率は100.7%となっておりますが、これは平成26年度上半期は、旭化成や日向精練所等一部ユーザーへの給水が当初の計画よりも増加したことによるものであります。

その下の②給水料金収入の上半期計の実績（B）をごらんいただきたいと思います。

給水料金収入は1億7,400万円余で、達成率は100.3%となっております。

7ページのほうをお願い申し上げます。

(2)の経理の状況であります。

ここでは、工業用水供給等の経営活動に伴う収益的収入及び支出について御説明をいたします。

アの収入の表をごらんいただきたいと思います。

太枠で囲ってあります収入済み額（B）の1

段目、事業収益であります。収入済み額は5億8,200万円余で、収入率は74.9%となっております。

これは、先ほど申し上げましたように、一部ユーザーへの給水が増加したことに伴い、最初の計画を上回る給水収益を順調に確保したことによるものであります。

また、一番下の段の特別利益につきましては、3億7,800万円余となっておりますが、これは、電気事業と同様に会計基準改正に伴いまして、引当金超過分を取り崩したものであります。

次に、イの支出の表をごらんいただきたいと思います。

太枠囲いの執行済み額（B）の1段目、事業費であります。執行済み額は1億1,300万円余で、執行率は31.6%となっております。

また、下から2段目、特別損失は、執行済み額が350万円余となっておりますが、これは、電気事業と同様に会計基準改正に伴い、賞与引当金等として引き当てを行ったものであります。

8ページをお願いいたします。

3の地域振興事業の業務状況についてであります。

(1)の事業の概況の①のゴルフコース利用状況でございますが、太枠で囲ってあります上半期計の実績（B）の合計をごらんいただきたいと思います。平成26年度上半期は、各種ゴルフコンペの参加者数が増加したことから、利用者数は合計の欄のとおり1万6,192人で、目標に対する達成率は103.1%となったところであります。

次に、②、太枠の施設利用料収入の実績（B）の1,000万円余につきましては、指定管理者からの納付金ということでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

(2)の経理の状況であります。

ここでは、ゴルフ場運営等の経営活動に伴う収益的収入及び支出について御説明いたします。

アの収入の表をごらんいただきたいと思いません。

太枠囲みの収入済み額(B)の欄の1段目、事業収益であります。収入済み額は4,700万円余で、収入率は82.6%となっております。

なお、一番下の段の特別利益の収入済み額が3,500万円余となっておりますが、これは、電気事業と同様に会計基準改正に伴いまして、引当金の超過分を取り崩したものであります。

次に、イの支出の表をごらんいただきたいと思いません。

執行済み額(B)の1段目、事業費であります。執行済み額は1,000万円余で、執行率は48.7%となっております。

各事業の上半期の状況についての御報告は以上となります。

引き続きまして、緑のダム造成事業記念植樹祭について御報告をいたします。

資料のほうでは10ページでございます。

企業局では、発電事業に係るダム上流域の未植栽地等を取得いたしまして、そこに植林をし、水源涵養機能の高い森林として整備をいたしまして、安定的な電力供給等に資する緑のダム造成事業を行っているところでございます。

この事業の一環といたしまして、山林の果たす役割や局事業への理解を深めてもらうことを目的といたしまして、地元小学生等による記念植樹祭を毎年実施しているところであります。

ことしは、今月の15日に、昨年度取得をいたしました小林市野尻町東麓の山林を会場にいたしまして、右松副委員長を初めとする御来賓の方々や地元小学校の児童・保護者など、総勢145名の

御参加をいただきまして実施をいたしました。

当日は、大変すばらしい天候のもとでございまして、来賓の方々や児童生徒による記念植樹、参加者全員での山桜やサザンカなどの植樹を行った後、太陽光パネル等を使った新エネルギーの紹介、高性能林業機械の実演なども行ったところであります。

参加していただいた子供たちには、この植樹祭を通じまして、山林の果たす役割や木を育てる大切さなどが実感できたのではないかとというふうに考えております。

私からの説明は以上であります。

○喜田経営企画監 続きまして、新しい宮崎県企業局経営ビジョンについて御説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

まず、1の策定の背景をごらんください。

企業局では、平成17年度から宮崎県企業局経営ビジョンを策定し、経営の健全化・効率化に取り組んでおりますが、平成22年3月に策定しました現在の経営ビジョンの計画期間が本年度末までとなっておりますことから、電力システム改革などの事業環境の変化を踏まえまして、新しい経営ビジョンの策定作業を進めているところであります。

次に、2の策定の目的でございます。

この経営ビジョンは、企業局が県民福祉の増進に引き続き貢献していくため、中長期的な経営の基本姿勢を掲げて各事業の目指す姿を示すとともに、さまざまな経営課題の解決に向けた基本的な戦略を示すものでありまして、健全経営を基本に、より効率性・計画性・透明性の高い経営を実行していくための指針となるものであります。

次の3の計画期間でございますが、今回策定します新しい経営ビジョンは、これまでの5年

と異なりまして、平成27年度から36年度の10年間を考えております。

これは、経営環境が大きく変わろうとしている中で、できる限り長い視点を持って経営に当たることが必要であることや、国からも、経営戦略の策定については、10年以上とすることが望ましいとされていることを踏まえて設定したものであります。

なお、将来の経営環境の変化に細やかに対応するため、原則として5年後に見直しを行うものとし、その他必要が生じた場合は、随時修正を行いたいと考えております。

次に、4の経営ビジョンの概要であります。現在、企業局の基幹事業であります電気事業に影響の大きい電力システム改革の制度の詳細設計が進められている途中でありますことから、その結果をできる限り反映できますように、新しい経営ビジョンの策定作業を進めている段階ですので、本日は、構成と基本的な方向性などについて説明させていただきます。

まずは、(1) 基本姿勢とめざす姿でございます。

公営企業である企業局の役割は、企業の経済性を発揮しながら県民の福祉を増進することです。ありますことから、「健全経営のもとで県民福祉の増進を図る」ことを3事業共通の基本姿勢として掲げるとともに、健全経営の維持のほか、地域貢献、人材の育成、自然災害への対応力の強化、県民への広報・PRによる局事業に対する県民理解の浸透などを3事業共通のめざす姿にすることにしております。

その上で、各事業ごとに経営環境や抱える課題を踏まえた基本姿勢と将来のめざす姿を示すこととしております。

まず、電気事業でございますが、「本県の豊か

な水資源を生かした水力発電の取り組みを通して地域に貢献する」を基本姿勢に、電力システム改革による経営環境の変化に備えるため、計画的な設備投資による電力の安定供給と、これまで培ってきた技術力を生かすことのできる小水力などの再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、引き続き、県の施策や地域への貢献を実施していくことなどをめざす姿にすることとしております。

次の工業用水道事業については、「細島工業団地に低廉な工業用水を安定的に供給することにより産業振興の一翼を担う」を基本姿勢に、事業開始から50年を経過している設備を適正に管理することによる工業用水の安定供給の確保と、今後見込まれる改良・修繕工事などを踏まえた将来の収支を見通した上で、健全経営の維持と適正な料金の設定をすることなどをめざす姿にすることとしております。

12ページをごらんください。最後の地域振興事業については、「河川敷を利用したゴルフ場として地域振興と県民の健康づくりや生きがいづくりに寄与する」を基本姿勢に、指定管理者と連携しながら、女性、ジュニア、初心者など、幅広く県民に親しまれるゴルフ場とすることや、適正な維持管理と地産地消の促進による良好な河川環境の保全と地域経済への貢献などをめざす姿にすることとしております。

次は、(2) 経営の基本戦略と投資計画でございます。

今後の情勢の変化や、施設設備の更新などの課題に的確に対応し、先ほどのめざす姿を実現するための具体的な取り組みを基本戦略として定めることとしております。

また、この基本戦略を実行するために必要な改良・修繕工事の計画などからなる投資計画も

事業ごとに明示したいと考えております。

以下の表に、電気事業における電力システム改革への的確な対応など、基本的な戦略の項目をお示ししております。

続きまして、(3)今後の経営見通しと財政計画でございます。

今後10年間の経営見通しを策定し、これに基づきまして、先ほどの投資計画を実行するために必要な積立金などの財源を示した財政計画も示すことにしております。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、3月には、本委員会において新しい経営ビジョン案を説明させていただいた上で年度末に決定し、公表したいと考えております。

私からの説明は以上であります。

**○新穂工務課長** 続きまして、工業用水道事業開始50周年記念事業について御報告いたします。

資料の13ページをごらんください。

1の事業目的にありますように、細島工業団地に工業用水を給水している工業用水道事業が、ことしで給水開始50周年を迎えることから、受水企業や地域住民の方々への感謝と企業局の取り組み等をPRするため記念事業を実施しました。

事業概要としましては、2にありますとおり、記念式典、記念植樹のほか、地元の方々を対象とした施設見学や受水企業の製品などの展示などを行いました。

また、記念式典につきましては、3にありますとおり、10月26日に日向市の北部管理事務所できり取りを行い、西村委員長を初め日向市、受水企業、地元福瀬区の方々に御参列をいただき、式典の中では、これまでの事業に対する御理解と御協力に感謝する意味で、地元福瀬区への感謝状を贈呈するとともに、福瀬区と東郷学園に防

災用品や学習百科事典などを贈呈いたしました。

さらに、会場では地元婦人会などの協力のもと、豚汁やおにぎり、アユの塩焼きの振る舞い、魚のつかみ取りなども行い、大人から子供まで多くの方々が楽しめました。

今回の事業を通じて、普段は中に入って見る機会がない工業用水道施設を近隣の方々に紹介することができたことで、地元の理解も一層深まったのではないかと手応えを感じたところで

す。

その他報告事項の説明につきましては、以上であります。

**○西村委員長** その他の報告事項についての説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** ないようですので、次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** ないようですので、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時10分再開

**○西村委員長** 委員会を再開をいたします。

今回、委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

**○飛田教育長** 教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本当に申しわけないんですが、おわびを申し上げたいと思います。

職員の綱紀保持及び服務規律の遵守につきましては、繰り返し繰り返し厳しく指導をしてき

ているところですが、10月29日と11月5日に公立中学校の教諭が逮捕されるという、県民の皆様や委員の皆様の信頼を大きく裏切る事案が発生いたしました。

児童生徒を教え導く教職員が、わいせつな行為等によって相次いで逮捕されたことは、言葉にあらわすことができないほど、極めて遺憾で、ざんきにたえない思いであり、県民の皆様や委員の皆様に本当に申しわけなく思っております。逮捕事案が続いたことと、そして、いまだに指導が徹底できてない部分というのが非常に申しわけなくて、心から深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

この2件については、事実関係の確認ができ次第、厳正に厳しく対処したいと考えております。

教育委員会といたしましては、このような事案が発生していることを厳粛に受けとめておりました。教職員一人一人の倫理意識をさらに高め、不祥事を防止するための取り組みを粘り強く行うことにより、本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、お礼を申し上げたいと思います。

10月28日に、KIRISHIMAツワブキ武道館にて実施いたしました県民総ぐるみ教育フェスティバルには、西村委員長、そして徳重委員に御臨席を賜りました。

また、11月14日、15日に、宮崎市総合体育館及び宮崎県体育館で行われました平成26年度宮崎県産業教育フェアにおきましては、福田議長、西村委員長を初め、多くの県議会議員の皆様に御臨席を賜りました。

このほかにも、本当にさまざまな機会において委員の皆様が教育委員会の行事とか学校の行事、いろんな機会においていただいて、中には

県外まで足を運んでいただいて激励を賜っております。本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ここからは、座って説明をさせていただきます。

本日は、平成26年度11月定例県議会提出議案、平成26年度11月定例県議会提出報告書及びその他の報告事項について御説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料5ページをごらんください。

このうちの議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてでございますが、今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります行の右から2番目の欄、11月補正額の議案第34号の欄に記載しておりますように、9億5,715万5,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄、1,089億8,241万2,000円でございます。内容につきましては、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正によるものであります。

私からは以上であります。その他の議案や報告事項等は、引き続き関係課室長が説明しますので、よろしくお願いたします。

**○西村委員長** 教育長の概要説明が終わりました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○日高スポーツ振興課長** 県スポーツ施設の指定管理にかかわります3つの議案について御説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、議案第27号「公の施設の指定管理者の

指定について」から説明をいたします。

対象となる施設は、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設の県スポーツ施設であります。

1の指定管理候補者であります。宮崎県体育・スポーツ振興グループが選定されております。この団体は、代表である公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県体育協会で構成されております。

2の指定の期間については、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

3の指定管理候補者の選定についてであります。

(1) 公募の状況であります。平成26年6月27日から8月29日までの約2カ月間にわたり募集を行い、応募団体は宮崎県体育・スポーツ振興グループの1団体でありました。

次に、(2)の指定管理候補者の選定ですが、①の選定方法につきましては、1次審査といたしまして、資格審査確認を行い、2次審査といたしまして、指定管理候補者選定委員会がヒアリングを実施して審査を行っております。指定管理候補者選定委員会のメンバーにつきましては、②のとおりであります。

次に、3ページをごらんください。

③の選定基準・審査項目・配点につきましては、この表のとおりであり、満点を100点として各項目を配点しております。

(3) 審査結果ですが、①の採点結果につきましては、選定委員5名の合計が417.5点で、平均が83.5点であります。

②の選定理由であります。各選定委員の合計が、最低基準であります総配点の100分の60以上を満たしていることのほか、県が示した管理

基準を十分に理解しており、住民の平等な利用が確保できること、業務に対する意欲が高く、利用者に配慮した迅速な補修体制などの施設の維持管理の適格性も高いことなどが主な理由であります。

次に、4ページをお開きください。

4の指定管理料等についてであります。①の県が指定管理者に支払います指定管理料につきましては、平成27年度から31年度までの5年間で、14億3,341万6,000円となっております。

②の県民サービスの向上等につきましては、①の施設営業日の拡大や、②のおもてなしの心遣いに満ちたサービスなど、さまざまな取り組みが提案されているところであります。

次に、資料の1ページにお戻りください。

議案第5号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由であります。これまでは利用者が支払う料金を使用料として県の収入としておりましたが、次期指定期間からは、指定管理者の自主的な経営努力を促し、利用者へのサービス向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができるよう、所要の改正を行うものであります。

2の改正の概要であります。利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる施設に、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場を加えるものであります。

3の施行期日は、平成27年4月1日です。

なお、総合運動公園有料公園施設に係る条例の改正につきましては、都市公園条例を所管する県土整備部において手続がなされております。

最後に、お手元の平成26年11月定例県議会提

出議案冊子の7ページをお開きください。一番下のスポーツ振興課をごらんください。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」の債務負担行為の補正についてであります。

これは、ただいま御説明いたしました宮崎県スポーツ施設の指定管理に関します管理運営委託費につきまして、債務負担行為を設定するものであります。

期間は、指定管理者を指定する平成26年度から、指定管理期間の最終年度となる31年度までであり、限度額は指定管理料相当額であります。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○大西総務課長** 議案第34号につきまして御説明を申し上げます。

お手元の常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

表の左から3列目にごございます11月補正額(議案第34号)の欄をごらんください。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正であり、議会及び県民の皆様に対しまして、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上しているものであります。

主な補正の内容といたしましては、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、また、特別給である勤勉手当が0.15月の引き上げとなるものであります。

この結果、教育委員会の補正額は、上から2行目の総務課が2,741万8,000円、これは教育委員会事務局職員の人件費であります。次の教職員課が9億2,973万7,000円、これは、県立学校職員及び市町村立学校職員の人件費であります。この結果、合計で9億5,715万5,000円の増額と

なっております。以上でございます。

**○西田教職員課長** お手元の常任委員会資料7ページをお開きください。

議案第40号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

先ほど総務課長から説明がありましたが、本条例につきましては、1の改正の理由にありますとおり、平成26年の人事委員会勧告等を踏まえまして、教育委員会が所管する市町村立学校職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります。市町村立学校職員の教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに改定します。

なお、今回は、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた引き上げとなっております。

最後に、3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成26年4月1日から遡及して適用することとしております。

なお、給料表以外の特別給等の改定及び県立学校職員に係る給与改定につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、現在、総務政策常任委員会で審議いただいているところでございます。説明は以上であります。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

**○高橋委員** 議案第27号について、26年度の指定管理料の額を、まず教えてください。

**○日高スポーツ振興課長** しばらく時間をください。

**○高橋委員** なぜ聞いたかといいますと、27年度と最終年度を比べると、5年間でざっと320万

減ってるじゃないですか。26年度はどのくらいだったのかなって、その額を聞いて、またいろいろと申し上げようと思ったんですけど。

料金収入制で、利用者をふやせれば、その分は指定管理者に入るんですよということはわかるんですけど、一つは人口減とか、利用者の動向によっては、ひょっとしたら収入が思ったように伸びなかったりして、そのしわ寄せは、そこで働く人に行くかなって心配したもんですから。料金収入について、この改定をすることによって、27年度から31年度のマイナス320万は、もう軽く上回るような想定がされてるのか。その辺の見通しを教えてくださいとありがたい。

**○日高スポーツ振興課長** この算出基準ですが、過去5年間の平均をもって算出しておりますので、5年の間には県体育館の改修で1カ月ほど使えなかったりとか、口蹄疫、鳥インフルエンザ、あるいは新型インフルエンザ等のいろんな災害等もあった中での平均になっておりますので、そういった意味では、数値的にはかなりいろんな状況を想定しての金額設定になってるとは思っております。

ただ、そういった不測の事態、大型工事とかいろんな形で施設が利用できなかった分は、指定管理者と県のほうで協議の上、その金額等の設定は、また改めて算出することとなっております。

ただ、委員がおっしゃるように、人口減少等含めて、そういったいろんな要因はあると思いますが、ただ、現状でいきますと、スポーツをやる人の数は年々増加しておりますので、今度、指定管理を受けたグループの一つ、県の体育協会は、スポーツ振興を図るというためにいろんな活動をやっておりますので、そういった意味では、県体育協会が中心となって宮崎県のスポ

ーツ振興を図っていけば、利用者は自然とふえていく方向になっていくのかなというふうに思っております。そういったいろんな諸条件を考えて、今の段階で、この5年間の間に大きく利用者が落ち込むような見通しはないだろうというふうに県のほうでは判断しております。

それから、委員がおっしゃった平成26年の指定管理の料金ですが、4億591万1,314円となっております。

**○高橋委員** じゃ、27年度は1億2,000万ぐらい減額されるわけですね。

続けてお尋ねしますが、この利用料金制は、私が聞いたところによると、いわゆる上限があって、それを上回った分は県の収入になるということで、利用料金が全て指定管理者に入ることにはなっていないと。それと下限もあって、これを下回る場合のとき、先ほどおっしゃった災害とか、あるいは施設が何らかの事故に遭って使えなくなったとかいうことによって、その分は補填をするとか、そういう何か取り決めがあるやに聞いたんですけども、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

**○日高スポーツ振興課長** 下限の設定はしておりませんが、そういった不測の事態があったとき、災害や施設の改修等で明らかに施設が使えない状況があるときには、その時点で、またしっかりと協議をして、ふさわしい金額等については、また設定していくことになるかと思っております。

\*上限は、この示してある指定管理料を超えたときに、その収入がそれを上回ったときが指定管理者の収入となるんですが、その金額は県と指定管理者の2分の1ずつ、県のほうに半分、指定管理者のほうへ半分、入るような設定になっ

※21ページに発言訂正あり

ております。

○高橋委員 じゃ、利用料金が伸びれば伸びるほど、その伸びた分の半分は指定管理者に入ることですね。わかりました。いろいろと想定されることがあると思うんですけども、大幅な収入減があるときには協議をいただくということで、よく理解しました。ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ほかになければ、次に報告事項に関する説明を求めます。

○田方財務福利課長 損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。

恐れ入りますが、別冊の平成26年11月定例県議会提出報告書をお願いします。非常に薄い冊子になってます。青いインデックスがついております。青いインデックスの別紙1、めくっていただきまして左側に4ページと書いてありますけれども、県有車両による交通事故の事案でございまして。

1行目になります。平成26年6月24日に、宮崎市佐土原町国道10号線上、一ツ葉有料道路との合流地点におきまして、財務福利課職員が延岡方面へ進行中の相手方の車両を追い越そうとする際に、合流車線終了地点直前で相手方車両の右側側面に県側車両の左側が接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償額は、右から2つ目に書いてありますけれども、2万7,000円で、専決の年月日が平成26年10月14日でございます。

なお、今回の件を踏まえまして、職員に対して、これまで以上に安全運転に努めるように注意喚起を行ったところでございます。

報告は以上でございます。

○西村委員長 報告事項に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○川越学校政策課長 お手元の常任委員会資料8ページをごらんください。

平成26年10月31日現在の県立高校生の就職内定状況につきまして御説明いたします。

表の上の段にありますように、平成26年度の卒業予定者は男女合計で7,569人であります。

その下の段にありますように、就職希望者数につきましては、県内の男女合計は1,272人でありまして、これは県内県外合わせた就職希望者の53%となっております。

また、県外の男女合計は1,131人でありまして、これは県内県外合わせた就職希望者の47%となっております。

続きまして、就職内定者数につきましては、県内の男女合計が792人、県外の男女合計が870人、合わせて1,662人となっております。

就職内定率につきましては、県内が62.3%、県外が76.9%、全体の内定率は69.2%でありました。

10月末現在の内定率では、平成8年度の調査以来、最も高い数値であります。県内の内定率につきましては、昨年度、一昨年度と比べてみますと着実に伸びております。このことは、県内企業の皆様が早期に求人票を提出していただいたということと、生徒の受験の機会がふえたこと、早目に内定をいただいたことが影響しているものと考えております。

今後とも、生徒の進路実現に向けて、ハローワーク等の関係機関や学校と緊密に連携しながら、就職内定率の向上に努めてまいります。以

上でございます。

○日高スポーツ振興課長 説明の前に、先ほどの説明の中で一部訂正をお願いしたいんですが、「利用料金を超えた場合」と説明したんですが、「利用料金相当額を超えた場合」ということで、申しわけありません、「相当額」というのをつけ加えて訂正したいと思います。

○高橋委員 わかりにくいんですけど、利用料金、いま一度お願いします。

○日高スポーツ振興課長 県が想定している金額、予想している金額という意味で、想定額というふうに。

○高橋委員 利用料金がこれだけ入るだろうという想定を県がするんですね。

○日高スポーツ振興課長 はい、その額です。

○高橋委員 それって、ちゃんとした根拠がないといかんと思うんですけど、その辺まで説明いただかないと、ちょっとわかりにくいです。

○日高スポーツ振興課長 過去5年間の利用料金の収入の平均を想定額として算出しております。

○高橋委員 はい、わかりました。

○西村委員長 スポーツ振興課長、続けてください。

○日高スポーツ振興課長 それでは、資料の9ページをお開きください。

全国大会等の結果についてであります。

まず、1、東日本大震災復興支援第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」の結果についてであります。

(1)の総合成績であります。本県の男女総合成績であります天皇杯は1,001点で、順位は19位となり、昭和54年の宮崎国体に次ぐ好成績でありました。

(2)の成績の推移であります。この表は

平成17年度からことしまでの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しており、今大会の競技得点は601点でありました。

(3)の成年、少年、男女別競技得点であります。競技得点を種別ごとに昨年と比較しますと、成年男子、少年男子、少年女子は昨年を上回り、逆に成年女子は下回っております。

また、成年と少年の得点を比較しますと、成年が349.5点、少年が251.5点と成年の得点割合が約6割を占めており、昨年に続き成年の活躍が大きかったことがわかります。

(4)の競技種目別であります。アの団体競技では、ゴルフ少年男子、サッカー成年男子、ソフトボール成年男子の優勝を初め、軟式野球成年男子の準優勝など、8競技10種別で入賞がありました。

10ページをお開きください。

イの個人競技では、ウエイトリフティング成年男子53キログラム級の中村選手の優勝を初め、9競技47種目で入賞がありました。

今大会では、開催地である長崎県が九州ブロック大会に出場しない背景もあり、例年より多い42種目でブロック予選を通過することができましたが、一方では、組み合わせが厳しい種目もあるなど、予断を許さない状況がありました。

しかしながら、大会に参加された監督・選手の皆さんが「チームみやぎき」を合い言葉に、最後の最後まで粘り強く競技していただいた結果、本県が目標としております天皇杯順位30位台を大きく上回る19位という大変すばらしい結果となりました。競技団体を初めとする関係者の皆様の御尽力に、心から感謝しているところであります。

続きまして、資料の11ページをごらんください。

2の第14回全国障害者スポーツ大会「長崎が  
んばらんば大会」の結果についてであります。

こちらは福祉保健部の所管となりますが、ス  
ポーツ関係として、あわせて御報告させていた  
できます。

本県からは、5競技に35名の選手が出場され、  
陸上競技の視覚障がい者男子1,500メートル  
・800メートルに出場されたスピード・イーアン  
選手と、男子立ち幅跳びに出場された吉岩二郎  
選手が大会新記録で優勝されるなど、5競技17  
種目で優勝がありました。

メダルの獲得数も過去最高の39個となる、大  
変すばらしい成績をおさめております。

資料の12ページをお開きください。

3のその他の大会の成績についてであります。

前回の常任委員会で報告しました全国高等学  
校総合体育大会や全国中学校総合体育大会以外  
での本県選手の活躍について記載しており、1  
の第60回桂宮杯全日本水上スキー選手権大会で  
は宮崎市立木花中学校1年の長友亮選手が、3  
の第25回全日本高等学校馬術選手権大会では宮  
崎日本大学高等学校2年の磯野太選手が個人戦  
優勝するなど、各種の全国規模の大会において  
上位入賞をしております。

今後とも、各大会の把握・分析をしっかり行  
い、本県スポーツの振興に努めてまいりたいと  
考えております。

委員の皆様のお支援をよろしくお願ひいたし  
ます。以上でございます。

○西村委員長 その他の報告事項についての質  
疑はございませんか。

○高橋委員 その他の大会の成績の中の水上ス  
キーは、何をどうやって競うのかなと思って、  
余りなじみがないもんだから、一応参考のため  
に教えてください。

○日高スポーツ振興課長 水上スキーについて  
は、私もちよつと不勉強で、今ここで即答はで  
きません。

○西村委員長 また、競技方法等、ペーパー等  
でいただければと思います。

○日高スポーツ振興課長 はい、わかりました。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、  
次に請願の審査に移ります。よろしいでしょ  
うか。

まず、新規請願第64号「義務教育費国庫負担  
制度の拡充・復元について、国に意見書の提出  
を求める請願」について、執行部からの説明は  
ございますか。

○西田教職員課長 特に説明はございません。

○西村委員長 委員のほうから質疑はございま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、新規  
請願第65号「全国一斉学力調査の廃止について、  
国に意見書の提出を求める請願」について、執  
行部からの説明はございますか。

○川崎学校支援監 特に説明はございません。

○西村委員長 それでは、委員の皆様方、質疑  
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、新規  
請願第66号「教員免許更新制度の廃止について、  
国に意見書の提出を求める請願」について、執  
行部からの説明はございますか。

○西田教職員課長 特に説明はございません。

○西村委員長 委員の皆様方からの質疑はござ  
いせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、新規請願第67号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○田方財務福利課長 特に説明はございません。

○西村委員長 委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、新規請願第68号「小・中・高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○西田教職員課長 特に説明はございません。

○西村委員長 委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、これで請願についての審査は終わりました、その他で何かありませんか。

○中村委員 冒頭に教育長がおっしゃいました、いろいろ事件が起きてるということでしたが。前にも私、申し上げたような気がするんですが、朝7時から7時40分ぐらいまで、毎日、交通指導をしているんです。きょうも行って来たんですが、小学生、中学生が通るんですね。私、見て、何で教育委員会でこういうことが起こるのかなと、よく考えてたんですけど、今、小学生といえども、女の子でも、並んだら、私よりちょっと低いぐらいの女の子がいっぱいいるんです。言葉は悪いですけども、もう女性に近い状況といいますか、そういう子供たちがふえてるんです。そして、親も親なんでしょうけど、小学生が着用してる服、こんな服でいいのかなというのを見ます。みんなそれぞれ、ばらばら違うでしょう。それで、もう短い服を着てる子もいっぱいあります。私は、中学校、高校で制

服を着てる子に何も感じませんが、小学生がああいう格好をしてると、若い職員の皆さんはやっぱり……。言い方は悪いけどパジャマみたいな格好で通ってる子もおりますよね。あれ、制服あたりにしたほうが、職員のそういった犯罪というか、それも起こらんのじゃないかという気がするんですが、教育長はどうお思いなのか。

○飛田教育長 私も現場において、中学校、高校で教師をしてたときに、ここで言うのはちょっとためらうようなことまで、おまえ、ちゃんと気をつけろって、女子生徒なんかにも指導をしたことがあります。恐らく子供たちが社会に出たとき、例えば海水浴場だったら、これ以上向こうに行ったらいかんって赤旗やら黄色旗が立っていたり、信号があって点滅をしたりするわけですが、世の中にはそれがなかなか見えないところがある。そこをどう自制していくかということは、保護者の意識も含めて、やっぱり我々はずっと啓発をしていくべきだろうと思います。

ですから、そういうことはいろんな機会に——制服にするかどうかは別にして、それなりのふさわしい服装をしなさいとか、あるいは社会に出たらコミュニケーションをちゃんととらないかんけど、一方ではそういうこと、リスクがあるってこともきちんと指導をすることが必要だと感じております。

また、いろんな機会でも基本的な生活習慣とか道徳とか、あるいは自分で身を守るということは非常に大事ですので啓発をしていきたいと思っております。しかしながら、本当にもう残念でたまらないのは、9月に公然わいせつで講師が1人、逮捕され、今回2つの事件があったんですが、共通してるのは、いずれも20代の職員なんです。いろんな手を打ってます。今回もまたいろんな

手を打ったんですが、やっぱり職員が人として身を修めるってというようなことも、もっとやっていくべきだと、それを改めて思っているところなんです。以上でございます。

○西村委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 はい、おっしゃるとおりだろうと思います。

これ、余談になることですが、20代の人が多いんだったら、できるだけ早く結婚させたほうがいいですね。もう、それしかないと思います。

だから、親がそういうことをちゃんと、この格好はちょっとおかしいんじゃないかということをお母さんが子供に言えるような状況、PTAあたりでもそういう話を出していただいて、先生方のほうに責任が全部あるとは思わないですね、ずっと見てて、そういうことを感じました。以上です。

○徳重委員 先日、私の友人から電話がありまして、実は高校生が通学時にスマホを持って自転車に乗ってて、事故を起こしてしまったと。確かに車も悪いかもしれないけど、すぐにとまらなかったと。だから、相手は若干けがしたんでしょうかね。高校生がそういうことで飛び出してきたのかどうか、詳しいことはわかりませんが、いずれにしても、あれはやめてほしいと。ぜひ、学校関係者にそれを伝えてくれないかということでしたので、その当事者からの電話でしたから間違いのない事実だと思いますので、学校に、高校生に、自転車通学時のスマホの利用は絶対にしないということを確認をさせていただきたいなということでしたので、おつなぎをしておきたいと思います。

○飛田教育長 貴重な事例を御紹介いただいたと思います。後ろの職員には生徒指導担当の職

員も、きょう来ておりますし、いろんな機会がありますので、そういう事例を紹介しながら、その事故の原因がどっちであったかということより、お互いにやっぱり気をつけて、社会の中で守るということは非常に大事だと思います。大事な提言だと受けとめさせていただきます。

○西村委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時55分休憩

---

午前11時59分再開

○西村委員長 それでは、再開をいたします。

採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うこととなっておりますが、27日に採決を行うこととし、再開時間を午後1時30分にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

正午散会

平成26年11月27日(木曜日)

---

午後1時29分再開

---

出席委員(6人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	右松	隆央
委員		押川	修一郎
委員		山下	博三
委員		高橋	透
委員		徳重	忠夫

欠席委員(1人)

委員		中村	幸一
----	--	----	----

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧	浩一
議事課主任主事	沼口	恭一郎

---

○西村委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第5号、第27号、第34号、第35号、第36号、第37号及び第40号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第5号、第27号、第34号、第35号、第36号、第37号及び第40号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります、

請願第64号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 まず、継続という御意見がありましたので、それではお諮りいたします。請願第64号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数。よって、請願第64号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、請願第65号「全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 請願第65号について採決との御意見がありましたので、お諮りをいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第65号の賛否をお諮りします。採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手少数。よって、請願第65号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請願第66号「教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 請願第66号については採決との御意見がありましたので、お諮りをいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第66号の賛否をお諮りいたします。採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○西村委員長 挙手少数。よって、請願第66号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請願第67号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」の取り扱いはいかががいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 請願第67号については採決との意見がございますので、お諮りをいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第67号の賛否をお諮りいたします。請願第67号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○西村委員長 挙手少数。よって、請願第67号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請願第68号「小・中・高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかががいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 請願第68号については採決との御意見がありますので、お諮りをいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第68号の賛否をお諮りいたします。採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○西村委員長 挙手少数。よって、請願第68号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に希望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時34分休憩

---

午後1時36分再開

○西村委員長 では、委員会を再開をいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時36分休憩

---

午後1時36分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

1月29日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの説明を受けるということで、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成26年11月27日(木)

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時37分閉会